

「玉穂中学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、かつ、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめ対策のための校内組織

いじめの未然防止のために次のような「いじめ対策委員会」を設置する。

組織：校長、教頭、生徒指導主事、学年生指、養護教諭、特別支援教育コーディネータ、スクールカウンセラー（ＳＣ）

必要に応じて校外から子育て支援課、児童心理専門家を加える。

活動：毎週１回を定例会とし、事案発生時は緊急開催とする。

活動内容：(1)いじめ防止に関すること

(2)いじめの早期発見に関すること：アンケート調査、教育相談

(3)いじめ事案への対応に関すること

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

全ての基本を「生徒理解」に置き、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒会が中心となって「笑顔∞宣言」が機能するような学校文化を創る。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、ＳＣ等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 夏休み前に、インターネットやＳＮＳとの正しい使い方・トラブルについての講演会を持つ。

4 重大事案への対処

(1) 重大事態への対応の流れ

学校は設置者の指導助言のもと、以下のような対応にあたることを基本とする。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を学校の設置者に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者又は学校は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて「年間３０日」を目安とする。

- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※学校の設置者又は学校は、上記の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

※いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命・身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 重大事態の発生の報告

①学校から学校の設置者に、重大事態の発生を報告

②設置者から地方公共団体の長等に、重大事態の発生を報告

(4) 学校の設置者が、重大事態の調査を判断

①従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断した場合。

②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するようにする。

①いじめられた生徒生徒からの聞き取りが可能な場合

・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要

②いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手

・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成23年度3月)を参考とする。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。